

議案第 8 号

瑞穂町保育園の設置及び管理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の改正及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の施行に伴い、条例の全部を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町保育園の設置及び管理に関する条例

瑞穂町保育園の設置及び管理に関する条例（昭和 46 年条例第 8 号）の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項の規定に基づき、瑞穂町保育園（以下「保育園」という。）を設置する。

(名称、位置及び入所定員)

第 2 条 保育園の名称、位置及び入所定員は、別表のとおりとする。

(事業)

第 3 条 保育園においては、次に掲げる事業を行う。

(1) 児童に対する保育

(2) 時間外保育事業

2 前項第1号の保育は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第20条第3項の保育必要量（同条第1項の認定を受けていない児童にあつてはこれに相当するものとして町長が定める保育の量とし、第6条第3号に掲げる児童にあつては法第28条第1項第2号の内閣府令で定める1日当たりの時間及び期間とする。）の範囲内のものに限るものとする。

（指定管理者による管理）

第4条 保育園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行うものとする。

（指定管理者が行う業務）

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 生活指導、保健衛生その他保育園に入所している児童（以下「入所児童」という。）の処遇に関する業務

(2) 施設、設備等の維持管理に関する業務

(3) 施設の衛生管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

（入所資格）

第6条 保育園に入所し、第3条第1項第1号の保育を受けることのできる資格を有する児童（以下「対象児童」という。）は、次のとおりとする。

(1) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童

(2) 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童

(3) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童であつて、町長が地域における教育（法第7条第2項に規定する教育をいう。）の体制の整備の状況その他の事情を勘案して保育園において保育する必要があると認めるもの

(4) 前3号に掲げる者のほか、町長が特に保育園において保育する必要があると認める児童

(休所日)

第7条 保育園の休所日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日

(保育時間)

第8条 保育園の保育時間は、保育標準時間認定児（保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下この条において同じ。）を1日につき11時間までとされた児童をいう。）と保育短時間認定児（保育必要量を1日につき8時間までとされた児童をいう。）の区分に分けて指定管理者が定める。ただし、指定管理者が必要があると認めるときは、保育時間外においても保育することができる。

2 保育必要量の認定を受けていない児童に係る保育時間については、前項本文の規定にかかわらず、指定管理者が別に定める。

(入所の承認)

第9条 保育園への入所を希望する対象児童の保護者は、規則で定める手続により町長の承認を得なければならない。

(入所の承認の取消し)

第10条 町長は、入所児童が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する入所の承認（以下「入所の承認」という。）を取り消すことができる。

(1) 第6条に規定する入所資格を有しなくなったとき。

(2) 正当な理由がなく長期間にわたって第3条第1項第1号の保育を受けた実績がないとき。

(3) 偽りその他不正の手段により入所の承認を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるとき。

(児童運営費)

第11条 入所児童（児童福祉法第24条第5項又は第6項の規定

により町長が入所させた児童を除く。)の保護者は、規則で定めるところにより、児童運営費を納付しなければならない。

- 2 前項の児童運営費の額は、法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準(当該児童が第6条第3号に掲げる児童である場合にあっては、法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準)により算定した費用の額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)とする。

(時間外保育の利用料金)

- 第12条 第8条第1項ただし書の規定により保育時間外に保育を行う場合においては、指定管理者は、町長の承認を得て、当該保育時間外に行う保育の利用料金を定め、指定管理者の収入として収受することができる。

(委任)

- 第13条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に入所児童であつて、この条例による改正後の瑞穂町保育園の設置及び管理に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第6条に定める資格を有するものは、改正後の条例第9条の承認を受けたものとみなす。
- 3 第6条第3号に掲げる児童に係る第11条第1項の児童運営費の額は、同条第2項の規定にかかわらず、当分の間、法附則第9条第1項第2号ロ(1)の内閣総理大臣が定める基準により算定した額(その額が現に保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に保育に要した費用の額)及び同号ロ(2)に掲げる額の合計額とする。

別表（第2条関係）

名称	位置	入所定員
瑞穂町立石畑保育園	瑞穂町大字石畑1837番地	110人
瑞穂町立むさしの保育園	瑞穂町むさし野一丁目5番地	120人